

毎日点検の説明

計量機の確認

計量機はSSの販売に直結する大切な設備です。お客さまに迷惑をかけないよう、また事故の原因となる油漏れはないか等、毎日必ず、しっかりと点検しましょう。

① 吸入管(サクション管)

(懸垂式の場合も含む)

点検方法

各計量機毎に朝第1台目の給油の時、ノズルからの吐出状態及びカウンターの動きを監視する。

判断

①ノズルからの吐出

吐出中油がきれたり、空気を吐出す。

②カウンター数字の動き

カウンターの表示が止ったり、早く回ったりする。

①、②いずれも配管に異常が認められ空気が混入している疑いがある。

措置

関係先に連絡し必要な修理を行う。

② 懸垂式計量機吐出管

点検方法

計量機のモーターが動いている状態のまま、ノズルは開かず、3分間程カウンターの数字の動きを見る。

判断

カウンターの数字は正常な場合は動かない。少しでも動き続けるようであれば、配管に漏れの疑いがある。

措置

関係先に連絡し必要な修理を行う。

③ 計量機の各部分

点検方法

①固定式計量機

給油中又はそれ以外の時でも、ホース、そのつけ根、ノズルの先、本体まわりに油漏れはないか目視で点検する。

②懸垂式計量機

ポンプ室内の本体まわりに油漏れはないか、又換気設備は正常か。ホースリールやノズルから油漏れはないか目視で点検する。

措置

①ホース本体の漏れが発見された場合は、その計量機の運転を停止し、応急措置としてその部分にテープを巻いて止め、関係先に連絡し必要な修理を行う。

②ノズルや継手部分の漏れが発見された場合は、その計量機の運転を停止し、関係先に連絡し必要な修理を行う。

消火器の点検

消火器は、必要な本数が持ち出しやすい場所にきちんと整理されているか、点検しましょう。

油水分離槽の点検

SSでは、油を誤ってこぼす心配がありますし、洗車等で車に付着した油やワックス等を洗い落とすこともあります。

これ等の油がSSの外に直接流れ出ないように、油分と排出する水を分離させるために油水分離槽が設置されています。油のSS外への流出を防ぎ、公共下水等の汚染を防ぐため、その機能を正常に保つよう、週1回以上点検しましょう。

点検方法

油水分離槽の蓋(ふた)を開けて、各槽にゴミ、泥、油が溜っていないか点検する。

措置

油は汲上げて廃油タンクまたは廃油用ドラムに回収する。底に溜った泥は掻き出し、法令にしたがって処理する。

地下タンク在庫と漏えい検査管点検表の記入例と解説

この表は週に1回、漏えい検査管の法定点検及び毎日の計量機からの出荷量と、地下タンクの残量測定及びローリーからの荷卸し量から算出された出荷量との突き合わせ点検により、在庫管理と共に地下タンク／埋設配管等からの漏油の有無／傾向を知る重要な点検表です。

在庫管理について（各欄の記入方法）

単位:L

タンクNO.	3	油種	レギュラー	タンク容量	10	KL	記録責任者	山崎			
4	検査管の点検	営業前の在庫残量	ローリーからの受入残量	計量機からの販売残量	計算在庫量	営業終了後の実在庫量	本日の増減	計量機からの販売量累計	増減量の累計	累計増減率	
日	曜日	<注>	A	B	C	D	E	F	G	H	I
					A+B-C		E-D	前日のG+C	前日のH+F	$(H \div G) \times 100$	
1	(木)	○	4550		1700	3450	3440	-10	1700	-10	-0.909
2	(金)	◐	3440		1000	2440	2442	2	2700	-8	-0.381
3	(土)	●	2442		1250	1792	1787	-5	3350	-13	-0.388
4	(日)	○	1787	8000	1710	8077	8075	-2	4460	-15	-0.336
5	(月)	○	8075		1200	6875	6877	2	5660	-13	-0.230
6	(火)	○	6877		1700	5777	5775	-2	6760	-15	-0.222
7	(水)	○	5777		1000	4777	4774	-3	7760	-18	-0.232

原則、毎日計算してください。1週間に1回まとめて計算する場合は、毎週決まった曜日に必ず行ってください。

- A 営業前の実在庫量
- B ローリーから当該タンクへ荷卸しされた量
- C 当該タンクに接続されている計量機販売量の合計
- D 計算在庫量=A+B-C
- E 営業終了後の実在庫量
- F 本日の増減=E-D
- G 計量機からの販売量累計=前日のG+C
- H 増減量の累計=前日のH+F
- I 累計増減率(%)=H÷G×100

- 在庫の累計増減率の管理は週1回以上、必ず行ってください。
 - 在庫の累計増減率の異常を判断する基準を事前に決めておいてください。
 [参考] 米国環境保護庁(EPA)の規定では、1ヶ月間の在庫変動量が【1ヶ月の累積販売量の1%+130ガロン(約500ℓ)】を超えないか否かが基準となっています。こうした事例を参考にしてください。
 - 上記の在庫管理や週1回以上実施する漏えい検査管の点検等から、異常の可能性が高いと判断される場合には、直ちに正常化するための対応を取ってください。このためにも毎日の在庫管理と週1回以上の累計増減率の管理は徹底して実施しましょう。
- ※複数のタンクが接続されている場合は、それらを1つのタンクとみなして記入してください。

漏えい検査管点検について

(二重殻タンクの場合は漏えい検査管がないため、この点検は不要です。)

週1回、特定の曜日を定めて点検しましょう。(特定の曜日を定めたら当該日に赤印などを付けておくと便利です。)

「検査管の点検」欄の記入方法は下記の通り行ってください。

○正常、◐異常、●異常の対応(連絡等をとった時)、●修理済

漏えい検査管の蓋(ふた)をあげ、長さ4m位の棒(乾いた状態)を差しこみ、引上げ、目視及び臭いをかいで判断を行います。

在庫増減について

差異E-D(本日の増減)は多くの場合下記の事項が原因で発生します。日常から各タンクの増減のクセ等をよく観察し、通常時と比較し、異常と判断(1パーセント超を目安とします)したらすみやかに検査管等の点検／調査を実施しましょう。

- ①地下タンクまたは配管からの漏油(盗難も考えられます。)
- ②計量機の精度または整備不良
- ③地下タンク内の油温の変化(特にローリー荷卸し直後)
- ④油面計の精度または整備不良、検尺棒の測定誤差
- ⑤地下タンクの製造上または設置上の不具合
- ⑥通気管からの気化等による減耗
- ⑦地下水、雨水等の混入による在庫の増加